

図表-1 寄付財産の種類別の課税関係

	寄付財産の種類	納税者	税目	課税関係	根拠条文	
本人が寄付する場合	譲渡所得の対象資産の場合	個人	所得税(譲渡所得)	課税	所法4、59①	
		人格のなき社団、財団	収益事業	法人税	課税	法法4①
			収益事業以外	法人税	非課税	法法7
				相続税又は贈与税	原則・課税	相法66①・②
				特例・非課税	相法12①三、21の3①三	
	上記以外の場合	個人				
		人格のなき社団、財団	収益事業	法人税	課税	法法4①
			収益事業以外	法人税	非課税	法法7
				相続税又は贈与税	原則・課税	相法66①・②
				特例・非課税	相法12①三、21の3①三	
	譲渡所得の対象資産の場合	個人		所得税(譲渡所得)	原則・課税	所法59①
				所得税(寄付金控除)	特例・非課税	措法40
公益法人		収益事業	法人税	適否判定有	所法78、措法41の18	
			法人税	課税	法法4①	
		収益事業以外	法人税	非課税	法法7	
			相続税又は贈与税	原則・非課税	相法1、1の2	
		特例・課税	相法66④			
上記以外の場合	個人		所得税(寄付金控除)	適否判定有	所法78、措法41の18	
	公益法人	収益事業	法人税	課税	法法4①	
		収益事業以外	法人税	非課税	法法7	
			相続税又は贈与税	原則・非課税	相法1、1の2	
			特例・課税	相法66④		
相続人が寄付する場合	譲渡所得の対象資産の場合	相続人等	相続税	原則・課税	相法1	
				特例・非課税	措法70	
			所得税(譲渡所得)	原則・課税	所法59①	
				特例・非課税	措法40	
		所得税(寄付金控除)	適否判定有	所法78、措法41の18		
	公益法人	収益事業	法人税	課税	法法4①	
			法人税	非課税	法法7	
		収益事業以外	相続税又は贈与税	原則・非課税	相法1、1の2	
				特例・課税	相法66④	
	上記以外の場合	相続人等		相続税	原則・課税	相法1
				特例・非課税	措法70	
		所得税(寄付金控除)	適否判定有	所法78、措法41の18		
公益法人		収益事業	法人税	課税	法法4①	
			法人税	非課税	法法7	
		収益事業以外	相続税又は贈与税	原則・非課税	相法1、1の2	
			特例・課税	相法66④		

(注)各条文により適用のある公益法人の範囲が異なる。